

タイトル:劣後債と劣後ローンが貸出行動に与える影響:バーゼルⅢの導入を用いた検証

一橋大学大学院生 山田佳美

本論文では、国内基準行に対するバーゼルⅢへの規制変更を用いて **Difference-in-Differences** 推計(DID 推計)を行い、劣後債と劣後ローンが貸出行動に与える影響を分析する。従来から、劣後債(Subordinated bond)あるいは劣後債と劣後ローンの総称に相当する劣後債務(Subordinated debt)と銀行のリスクテイクの関係は研究が行われており、①自己資本の経路と②負債による規律付けの経路を通じてリスクテイクに影響を与えることが示唆されている。しかし、既存研究では、劣後債務が銀行のリスクテイクに与える影響を十分に実証的に分析できていなかった。また、劣後債務の中でも劣後債に焦点が与えられており、劣後ローンが銀行のリスクテイクに与える影響がほとんど検証されていない。

そのため、本論文では、2014年3月末から国内基準行に対して適用が開始されたバーゼルⅢへの規制変更を用い、劣後債と劣後ローンが貸出行動に与える影響を分析した。具体的には、2015年3月末の既発劣後債務の段階的な自己資本算入の減額開始をアナウンスとして用い、2013年3月末の既発劣後ローンと劣後債の残高の多さが、規制変更後の貸出行動に与える影響を検証した。分析は、2012年度から2017年度の国内基準行である地域銀行(地方銀行と第二地方銀行)と信用金庫を分析対象としたDID推計を行った。劣後債務の自己資本不算入は、バーゼルⅢへの規制変更に端を発しており、日本の国内基準行に対して適用された。そのため、DID推計によって、従来は十分に行われていなかった因果関係の検証を行った。さらに、ディスクロージャー誌の情報を基に、銀行への問い合わせによって不足情報を補完しながら、劣後債務を劣後債と劣後ローンに分け、それぞれがリスクテイクに与える影響を検証した。

分析では、以下の三点の結果を得た。第一に、2012年度末の既発劣後ローンがより多い国内基準行ほど、規制変更以降に貸出を減少させていた。一方で、劣後債については、規制変更以降の貸出への影響は確認できなかった。また、業態で分けても同じ結果が得られた。第二に、劣後債について、貸出以外のリスクテイク行動の一つであるリスクの高い有価証券投資への影響を分析したところ、2012年度末の既発劣後債がより多い地域銀行は、規制変更以降に株式への投資を減少させていた。銀行が迅速かつパブリックな市場の規律付けを危惧し、平均的にはリスクウェイトが貸出と同程度であり、早急な処分が可能な株式の売却を行ったと考えられる。第三に、既発劣後ローンがより多い信用金庫は、規制変更以降にその他有価証券への投資を減少させていた。これは、元来、信用金庫の方が貸出先のリスクが高い傾向にあること、信用金庫が行う有価証券投資の中でその他有価証券の割合が株式よりも多かったことが背景にあると考えられる。